

処分年月日	2025年6月10日
処分内容	登録取消処分及び二級不都合行為者の取扱い
行為者が所属する 協会員又は金融商 品仲介業者の名称	S M B C 日興証券株式会社
法令等違反行為の 概要	<p><b>【相場操縦（違法な安定操作取引）】</b></p> <p>当該協会員の元外務員甲は、上場株式について、当該協会員が扱う「ブロックオファー」取引が同日実施されるのに先立ち、同取引で売買価格の基準となる同日の同株式の終値等が前日の終値に比して大幅に下落する事態を回避しようと考え、同社の自己勘定で株を買い支えることにより、その下落幅を一定の範囲に維持することを企て、金融商品取引法施行令第20条で定めるところに違反して、同株式の相場を安定させる目的をもって、一連の指値による買付け及び買付けの申込みを行った。</p>
発見の端緒	外部機関（行政当局や自主規制機関等）の検査等で判明
参考情報	<p>当該協会員では、再発防止策として、主に以下の対応を行った。</p> <p>①経営管理態勢の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営陣向けの研修カリキュラムの構築・実施や全社的なリスク洗い出しを継続して行う社長直轄組織の設置などの経営のリスク認識の向上・リスク把握の強化</li> <li>・フロント・ミドルバックのバランスが取れた適切な業務運営管理態勢の整備のために、人員やシステム投資等のコンプライアンス・リスク管理に資する適正なリソースの配分</li> <li>・新商品・新規業務開始時の審査プロセスの精緻化、取扱い開始後の継続検証プロセスの明確化などのプロダクト・ガバナンス強化</li> </ul> <p>②内部管理態勢（不公正取引を防止する態勢を含む）の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1線の内部管理責任者の役割明確化・牽制機能強化、コンプライアンス部門の組織・運営見直しなどの3線管理態勢の実効性向上によるコンプライアンス態勢強化</li> <li>・自己勘定取引の目的、趣旨、内容等の明確化と認識の共通化やエクイティ部に売買管理部所属の担当者を配置して現場でのモニタリングを実施するなどの自己勘定取引業務の運営態勢の見直し</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 売買審査課の人員強化、自己勘定取引を含む売買審査基準の精緻化、売買審査態勢に係る改善計画の進捗管理・実効性検証などを1・2線間で共有・協議する枠組みの構築などの売買管理態勢の強化</li></ul> <p>③コンプライアンスを重視する健全な組織文化の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 経営としてのコンプライアンス・リスク管理における明確なコミットメント</li><li>・ 3線管理態勢の実効性向上によるコンプライアンス意識醸成</li><li>・ 不公正取引防止に係る規範意識・リスク認識の向上</li><li>・ 人事評価制度の見直し</li></ul>
--	---